

表 奈良県道路橋定期点検要領（案）平成27年3月における健全性の診断区分に対する基本的考え方

区分		基本的考え方
	健全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造物の機能に支障が生じていない状態。</li> <li>・ 損傷があり補修の必要があるものの、損傷の原因、規模が明確であり、直ちに補修するほどの緊急性がなく、放置しても少なくとも次回の定期点検まで(=5年程度以内)に構造物の安全性が著しく損なわれることはない と判断できる状態。</li> </ul>
	予防保全段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。</li> <li>・ 損傷が進行しており、耐久性確保(予防保全)の観点から修繕計画に合わせながら適切な時期に補修等される必要があると判断できる状態。なお、橋梁構造の安全性の観点からは、直ちに補修するほどの緊急性はないもの。</li> </ul>
	早期措置段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。</li> <li>・ 損傷が相当程度進行し、当該部位、部材の機能や安全性の低下が著しく、橋梁構造の安全性の観点から劣化の状態や進行状況に合わせ早期に補修等される必要があると判断できる状態。</li> <li>・ 本要領(案)の「10.特に注意が必要な損傷の抽出」に該当する損傷が発生しているが、「IV:緊急措置段階」には該当しないと考えられる状態。</li> </ul>
	緊急措置段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。</li> <li>・ 即時の通行規制や応急処置など、即時に何らかの安全措置を行う必要がある状態。</li> </ul>